

福井都市ガス株式会社 ガス用警報器リース規約

(適用)

第1条 この規約は、福井都市ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が所有するガス用警報器（以下、「警報器」といいます。）をリースすることについて、必要な事項を定めるものです。

2 この規約は、当社がガス用警報器リース申込書（様式第1号、以下「申込書」といいます。）にて型式等を記載し特定した警報器（以下「本警報器」といいます。）のみに適用されます。本警報器の取り付け以外に別途電気工事や付帯工事が必要な場合、その費用は別途請求いたします。

(リースお申込みの前提条件)

第2条 警報器リースのお申込みにあたっては、次の各号に掲げる要件が前提となります。

(1) 使用者（申込書の設置先及び使用者欄に明示された方をいいます。以下同じ。）が当社との間でガス使用契約を締結していること。

(2) 使用者が当社のガス料金を完納していること。

(リースのお申込み)

第3条 借受者（本警報器を借り受けようとする申込書の借受者欄に明示された方をいいます。以下同じ。）は申込書を当社に提出していただきます。

(リースの決定)

第4条 当社は、借受者から前条の申込みがあったときは、リースの可否について、ガス用警報器リース決定案内書（様式第2号、以下「決定案内書」といいます。）により借受者に通知いたします。

(リース期間)

第5条 本警報器のリース期間は、本警報器の設置日から5年間とします。

(リース料)

第6条 本警報器のリース月額、第13条に記載した型式毎の単価に台数を乗じて算定し、これに消費税及び地方消費税を加えた額とします。

2 前項に規定するリース料は、契約日の属する月の翌月からとします。

3 リース料は毎月のガス料金と合わせてお支払いいただきます。

4 使用者がガス一時閉栓時には、リース料はいただきません。

5 リース料は月額とし、日割り計算等を行いません。

6 リース料は、原則として毎月1日に設置されていることを確認した月についてお支払いいただきます。

(警報器の取付け)

第7条 当社は、決定案内書に基づき本警報器を取り付けます。

(借受者の責務)

第8条 借受者は、本警報器の使用に際し、次に掲げる事項を守っていただくものとします。

(1) 取扱説明書に記載された使用方法等を遵守すること。

(2) 盗難等を防止するため適正な管理をすること。

(3) 分解、改造、損壊、破棄及びその他これに類する行為を行わないこと。

(4) 転貸又は本リースの決定に基づく権利を譲渡しないこと。

(5) 取外し及び位置の変更を行わないこと。

2 借受者は、本警報器の盗難、亡失、損壊又は故障が生じたときは、速やかに当社に連絡していただきます。

3 借受者は、本警報器の盗難、亡失、損壊又は故障が使用者又は借受者の責めに帰すべき事由によるときは、それによる損害額を負担していただきます。

(解約)

第9条 借受者は、転居等やむを得ない理由がある場合にリースの全部または一部を中途解約することができます。

2 前項の場合、当社は中途解約した日の属する月のリース料を請求し、日割り等の措置は行いません。

(契約の解除)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本リースを解除することがあります。

- (1) 申込書の内容に偽りがあったとき。
- (2) 使用者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他本規約の規定に反したとき。

2 前項の規定により、契約の解除において使用者、借受者に損失が生じても、当社はその損失を補償いたしません。

3 本条に従ってリース解除する場合、当社は解除した日の属する月のリース料を請求し、日割り等の措置は行いません。

(保守・修繕)

第11条 当社は、使用者、借受者の責めに帰さない事由による故障又は破損等の機能不全により本警報器が使用できなくなり、かつ使用者又は借受者からそのお申し出があったときは、無償で修理又は交換を行います。この場合、決定案内書に記載の型式、製造番号等が変更されることを了解いただきます。

2. 前項に従って機器の交換を行った場合においても本契約内容（契約期間、台数、リース料月額等）が変更されることはありません。

(契約終了または解約時の本警報器の取外し等)

第12条 本リース契約が終了、もしくは第9条、または第10条による中途解約をする場合、当社は速やかに本警報器を取外しますので作業に支障がないようご協力いただきます。なお、取外しの日まで第8条に定める義務を遵守していただきます。

2 前項の規定に関わらず、当社はやむを得ない事情により、本警報器を設置したままにすることがあります。この場合、借受者は、建物管理者等の関係者への周知にご協力をいただくものとします。

(リース単価)

第13条 ガス用警報器の月額リース単価は型式毎に下表のとおりとします。

	型式	警報機能	月額リース単価 (税抜)	ガス種別
1	XL-175G	ガス漏れ	180 円	都市ガス (13A)用
2	XW-125G	ガス漏れ、不完全燃焼	200 円	
3	XW-715S	ガス漏れ、不完全燃焼、火災 ^{*1}	250 円	
4	XW-725S	ガス漏れ、不完全燃焼、火災、環境お知らせ ^{*2}	300 円	
5	XA-686A	ガス漏れ	180 円	簡易ガス用

【注】火災^{*1} : 火災警報は熱式と煙式がありますが、当社は煙式を採用しております。

環境お知らせ^{*2} : 温度と湿度を監視することで、夏季は熱中症警戒、冬季は乾燥しすぎをお知らせする機能です。

(リース対象者の例外)

第14条 賃貸住宅の所有者又は管理者が本警報器の借受者であり、かつ使用者が第2条の要件を満たしている場合は、借受者が第2条に定めるリースの対象者である必要はありません。

2 前項の場合、借受者は第6条第3項の規定に関係なく、当社が毎月請求するリース料をお支払いいただきます。

(協議)

第15条 この規約に定めない事項については、法令および商慣習に従うほか、当社と借受者が誠意をもって協議するものとします。